

水道料金を大家や管理会社等に支払っている集合住宅(マンション等)の入居者の

# 水道料金の基本料金免除 について

帯広市では、物価の高騰などにより、経済的な影響を受けている市民や事業者の皆様を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金免除を行います。

ただし、水道料金を大家や管理会社等に支払っている集合住宅等に入居されている方は、帯広市と給水契約を直接結んでいないため免除対象外となり、大家や管理会社等に対し以下の方法で免除します。

## 免除の方法

帯広市から、給水契約を結んでいる大家や管理会社等に請求する水道料金のうち、入居戸数分の基本料金を免除します。

水道料金を大家や管理会社等に支払っている集合住宅等に入居されている方の水道料金は、帯広市が直接免除することができないため、大家や管理会社等に対し、免除額相当分の金額を家賃等から差し引いて請求いただくなど、今回の支援が行き届くよう配慮をお願いしています。

## 水道料金の基本料金免除の概要

### ・対象者

国や地方公共団体、一部事務組合を除く全ての水道契約者  
※帯広市と直接給水契約をしていない入居者は免除の対象外です。

### ・対象期間

令和8年5月1日検針分～令和9年2月28日検針分

### ・大家や管理会社等が水道料金を支払っている集合住宅(マンション等)の免除額 1戸あたり2カ月で1,980円(税込)

※帯広市の検針は2カ月に1回行います。期間中は5回検針があります。

## お問い合わせ先

帯広市上下水道お客様センター（帯広市役所1階）

電話番号 0155-65-4213

受付時間 8時45分から17時30分まで（平日・第2・第4土曜日・第4日曜日）

※火曜日のみ8時45分から20時00分まで